

奈良県告示第三百五十三号

昭和三十九年五月奈良県告示第八十八号で告示した土木事務所において使用する知事印（桜井土木事務所において使用する知事印に限る。）は、平成二十七年一月十八日より廃止する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾